厚生労働科学研究費補助金 健康安全·危機管理対策総合研究事業

自治体における災害時保健活動マニュアルの 策定及び活動推進のための研究

令和4~5年度 総合研究報告書

研究代表者 宮崎 美砂子 (千葉大学大学院看護学研究院)

令和6(2024)年 3月

目次

Ι.	総合研究報告 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究・・・・・・・・・・ 宮崎 美砂子	1
Π.	研究成果の刊行に関する一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	כ
Ш.	研究成果の刊行物・印刷 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(本編・別冊)・・・・・1	1

令和4-5年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

総合研究報告書

研究題目 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

研究代表者 宮崎 美砂子 (千葉大学大学院看護学研究院・教授)

研究要旨

本研究の目的は、災害時において自治体の保健活動推進を図る災害時保健活動マニュアルの策定及びその活用を災害時及び平時において推進する方法及び体制を明らかにし、市町村における災害時保健活動マニュアル策定及び活用に役立つガイドを作成することである。

研究1年目は、実態把握と好事例の検討によりマニュアル策定と活用推進の課題抽出並びにマニュアル策定や活用を実質化するモデルの考案を行うことを目標とした。6 つの分担研究を設定し、先行知見の整理及び成果物発信の基盤整備、全国自治体を対象とした災害時保健活動マニュアルの策定・活用状況の実態調査、災害時保健活動の実際とマニュアルの比較検証、災害時保健活動マニュアル策定における好事例の検討、災害時保健活動マニュアルの活用推進における好事例の検討、保健師等の災害時の業務マネジメント及びメンタルヘルス等支援の検討結果から、災害時保健活動マニュアルの策定と活用推進の課題、並びにマニュアル策定や活用を実質化するために必要な要素と考えられることを抽出した。研究2年目は、4つの分担研究を設定して、特別区への災害時保健活動マニュアルの策定・活用状況の実態調査、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(案)の作成、ガイド(案)に対する意見調査、ガイド(本編及び別冊)の作成と提示、に取り組んだ。

作成したガイドは、本編と別冊により構成され、本編では、1.ガイドの趣旨、2.マニュアル策定・見直しにあたり基本とする12項目の解説、3.マニュアルの活用の例示、用語解説、から成る構成とした。また、別冊は、書き込みながら作成する"はじめてのマニュアル策定"として、初めてマニュアル策定に取り組む際に、書き込みながら作成できるひな形を示した。本ガイドの特徴は、市町村のマニュアル策定と活用の取組が進むように、取組の方向性を示したこと、ガイドの本編にはマニュアルの策定・見直しにあたり基本とする12の基本項目の解説とチェック事項を示し、別冊にひな形を提示したこと、想定する使用者やマニュアル策定の位置づけや体制づくりについて記載し、マニュアル策定のプロセスが関係者との合意形成や連携できる関係づくりに役立つことを明示したことである。

今後の課題として、本ガイドが市町村におけるマニュアル策定や見直し・活用の場面で活用されることにより、ガイドの有効性や実用性を引き続き確認し、追加すべき事項を明らかにしていくことが挙げられる。

(研究分担者)

尾島 俊之 (浜松医科大学医学部・教授)

奥田 博子 (保健医療科学院健康危機管理研究部·上席主任研究官)

春山 早苗 (自治医科大学看護学部·教授)

雨宮 有子 (千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科・准教授)

吉川 悦子 (日本赤十字看護大学看護学部・准教授)

岩瀬 靖子 (千葉大学大学院看護学研究院・講師)

(研究協力者)

草野 富美子(広島市東区厚生部・部長(事)地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長)

相馬 幸恵 (新潟県三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課・参事(地域保健課長))

簗場 玲子 (仙台保健福祉事務所・塩釜保健所地域保健福祉部・技術副参事兼総括技術次長)

立石 清一郎 (産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター・教授)

五十嵐 侑 (産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター・助教)

井口 紗織 (千葉大学運営基盤機構・特任助教)

花井 詠子 (千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程・大学院生)

A. 研究目的

本研究の目的は、災害時において自治体の保健活動推進を図る災害時保健活動マニュアルの策定及びその活用を災害時及び平時において推進する方法及び体制を明らかにし、市町村におけるマニュアル策定や活用の取組みを促進するガイドを提示することである。

B. 研究方法

研究は2か年で構成し、1年目は、年間で構成し、研究1年目である本年度は、実態把握と好事例の検討によりマニュアル策定と活用推進の課題抽出並びにマニュアル策定や活用を実質化するモデルの考案に取り組んだ。

2年目は、協力自治体を対象に、災害時保健活動マニュアルの策定と活用推進のそれぞれについて、モデルを基に作成したガイド(案)について意見聴取を行い、現場適用の実用性及び有用性を検証することで、マニュアル策定と活用推進の実

装に向けて必要となる事項を明らかにした。その結果をもとに、最終成果物となる市町村の災害時保健活動マニュアル策定及び活用のためのガイドの作成に取り組んだ。

各年において設定した分担研究は以下 のとおりである。

<研究1年目>

【分担研究1:先行知見の整理及び成果物発信の基盤整備】

自治体における業務マニュアルの目的、 策定及び評価方法の知見を踏まえ、既存 資料から災害時保健活動マニュアルの位 置づけ、目的、策定・活用・評価方法並び に課題を整理した。また本研究斑の成果 物発信の基盤整備のため、本研究の進捗 及び好事例、マニュアル策定及び活用に 役立つ研究成果物の周知を図る特設ホー ムページ(以下 HP)の内容を検討し作成 した。

【分担研究2:全国自治体を対象とした 災害時保健活動マニュアルの策定・活用 状況の実態調査】

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用の実態を把握し、それらの推進方法を検討した。都道府県本庁47か所、保健所設置市87か所、市町村1,631か所の計1,765か所の保健師代表者各1名を対象に、郵送自記式質問紙調査を行った。

【分担研究3:災害時保健活動の実際とマニュアルの比較検証】

災害時保健活動マニュアルを策定している3県8市13人の保健師を対象に、

マニュアルの策定及び見直しの過程等について半構造化インタビューを行い、災害に備えた平時の体制整備に関する活動も含めた災害保健活動の実際と災害時保健活動マニュアルとの関連から、マニュアルの策定・見直し及び災害保健活動におけるマニュアル活用のために必要な要件を検討した。

【分担研究4:災害時保健活動マニュアル策定における好事例の検討】

災害時の自治体の保健活動マニュアル 策定の好事例を対象に、策定の経緯やプロセスに関する情報を収集し、マニュアル 策定に必要な要件を検討した。災害時の保健活動マニュアルの策定に中心的に 従事した経験のある 11 か所の自治体(都道府県型保健所3、指定都市1、中核市1、一般市町6)に所属する 27 名の保健師の協力を得てインタビュー調査を実施した。

【分担研究5:災害時保健活動マニュアルの活用推進における好事例の検討】

平時から災害時保健活動マニュアルを活用している好事例を対象に、活用の仕方と成果および活用促進要因と課題を明らかにし、災害発生時の保健活動推進に資するマニュアル活用推進に必要な要件を検討し。9自治体(都道府県型保健所3カ所、保健所設置市2カ所、一般市町4カ所)に所属する、マニュアル活用について最も把握している保健師17名の協力を得てインタビュー調査を実施した。

【分担研究6:保健師等の災害時の業務 マネジメント及びメンタルヘルス等支援 の検討】

災害時に中長期に健康支援に関わる被災地の保健師の業務マネジメント及びメンタルヘルス等支援の分析から、マニュアル策定及び活用推進に必要な要件を検討した。災害時における保健師業務負荷軽減のための好事例を収集し、被災地の保健師のメンタルヘルス対策の実際やメンタルヘルス支援に役立つ情報を整理した。研究デザインは質的記述的研究デザ

インで、2017年から 2021年の間で大規模自然災害が発生した自治体にて統括(管理)的立場にあった保健師ならびに職員の健康管理を担う担当者に機縁法にてリクルートを行い 7名の研究参加者を得た。インタビューガイドを用いた半構造化面接にて災害時における保健師業務負荷軽減のための工夫・調整、保健師等へのメンタルヘルス支援や対策の実際、課題となった点等についてインタビューを実施した。

<研究2年目>

【分担研究1:全国自治体を対象とした 災害時保健活動マニュアルの策定・活用 状況の実態調査-特別区への追加調査】

研究1年目の分担研究として実施した、「全国自治体を対象とした災害時保健活動マニュアルの策定・活用状況の実態調査」にて、都道府県本庁、保健所設置市、その他の市町村に対して実施した調査を、特別区を対象に実施した。特別区 23 か所の保健師代表者各1名を対象に郵送自記式質問紙調査を実施した。

【分担研究2:市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(案)の作成】

本研究班の昨年度からの各調査結果を踏まえ、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定の推進を図るため、市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(案)を作成した。令和5年5月~11月に実施した第1回~第5回研究班会議において、研究班メンバーで協議を行い、本研究班で作成するガイド(案)の方針や構成について整理した。

【分担研究3:市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(案)に対する意見調査】

作成した市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のガイド(案)に対して、策定や活用の実際に役立つものとなるよう、自治体の保健師を対象に意見

聴取を行った。計 76 名の保健師 (24 市町村 37 名、4 保健所設置市 13 名、12 県型保健所 20 名、4 都道府県本庁 6 名) に対するインタビュー調査を実施した。

【分担研究4:市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(本編及び別冊)の提示】

本研究班における本年度の各研究結果 を踏まえ、「市町村における災害時保健活動マニュアル策定及び活用のためのガイド(本編及び別冊)」を作成し、提示した。

(倫理的配慮)

各分担研究は、研究代表者および研究 分担者の所属大学の研究倫理審査委員会 の承認を得て実施した。

C. 研究結果

<研究1年目>

1. 分担研究 1

1) 先行知見の整理

先行研究の文献検討から、マニュアル 策定フェーズおよび活用フェーズについ て、それぞれの課題と実質化するための 要素として考えられることについて記述 を抽出し、都道府県本庁・保健所設置市・ 市町村別に整理・分類を行なった。

2) 成果発信の基盤整備

本研究班の成果発信の基盤としてホームページを作成し、2023年3月初旬に公開した。ホームページ上では、本研究班の成果資料および関連先行研究資料についてダウンロードが可能な状態で公開しており、今後も随時情報を更新する。

2. 分担研究 2

都道府県本庁 40 (回答割合 85.1%)、 保健所設置市 73 (同 83.9%)、その他の 市町村 711(同 46.7%)より回答を得た。 都道府県本庁による市町村の現況把握は、 マニュアル策定状況 37.5%、管轄保健所 の市町村への支援状況 22.5%であった。 マニュアルの策定ありは、保健所設置市 60.3%、市町村 28.4%で、策定契機は他自 治体への応援派遣、所属自治体の被災等 であった。完成までに1年以上~2年未 満を要していた。都道府県本庁または管 轄保健所からの策定支援は保健所設置市 9.6%、市町村 14.2%あり、情報の提供、 都道府県マニュアルとの関連づけ等であ った。策定にあたり困難であったことは、 記載内容の選定と記載の仕方、体制づく り、他部署との連携・調整等であった。 「記載が十分でない」「記載していない」 とする内容は、地域特性や災害種別の特 性等への留意点、業務継続計画、職員の 過重労働対策等であった。平時における 研修・訓練、他部署との連携等に活用さ れていた。課題として、保健所設置市で はマニュアルの位置づけや統括保健師の 体制、市町村では独自マニュアルの代替 としての既存マニュアルの活用等が挙げ られた。市町村における災害時保健活動 マニュアルの策定・活用を推進するには、 マニュアルの意義や効果を示すと共に、 各市町村のニーズを踏まえた都道府県本 庁と管轄保健所との協働による市町村へ の計画的な支援が望まれる。

3. 分担研究3

マニュアルの策定・見直し及び災害保 健活動におけるマニュアル活用のために 必要な要件として以下の7点を得た。

- ・災害時保健活動の経験の振り返りまた は災害対応関連の訓練を機会に当該自治 体の災害時保健活動体制や災害時保健活 動マニュアルが定期的に検証されている
- ・保健師活動体制及び指揮命令系統並び に保健師の役割の明示とともに、困 難・ 混乱が生じやすい活動については具体や 手順が示されている
- ・災害時保健師活動体制・方針について 保健師内で合意が得れているととも に、 マニュアル内容の定期的な共有の機会が もたれている
- ・防災担当部署や避難所担当部署等の他 部署との調整と周知並びに防災計画との 整合性や庁内への周知が図られている

- ・平時も含めた災害対応活動について統 括保健師の役割が事務分掌上に明記され ている
- ・災害対応に関わる関係機関との調整と 周知が図られている
- ・平時の役割や活動が記載されている

4. 分担研究 4

マニュアル策定の契機は、『自治体事業 としての取り組み』、他都市や地元での 『災害保健活動経験』など6つの要因が あった。マニュアルの特徴では、約半数 の事例で『活用者』は保健師以外の地域 保健従事関連職種を想定しており、『内 容;難易度』として、災害未経験者や新任 期保健師の活用を考慮したなど6つの要 因があった。マニュアル策定の体制では、 業務として『策定の位置づけ』を図る自 治体が多く、保健師間や関係各所との『合 意形成』など8つの要因があった。マニ ュアル策定の推進要因には、『事業化』や、 組織内外の関係者との『合意形成』、主担 当者のリーダーシップやマネジメントス キルなどの『策定を主導する人材と力量』、 『機運・タイミングの活用』『チームワー ク・良好な関係性の構築』など13の要 因に整理された。一方、マニュアル策定 における課題では、『内容の判断』『既存 計画との整合性』『妥当性の検証』など1 2の要因があった。災害時、保健師が活 用するマニュアルは、保健師以外の地域 保健従事者も活用をする内容を包含し、 保健所や市町村ヘルス部署をはじめ、保 健師の分散配置部署の上司や総務課、防 災部署、自治体上層部など、多様な関係 者の合意形成を図る必要性が明らかにな った。また、地元や他都市の災害支援経 験や、自治体の事業化などの機運を逃さ ず、先進地の取り組みや、既存の資料・情 報を活用し、自治体や地域の特性にあわ せ応用を図る検討が望まれた。さらに、 合意形成や協力を容易にするために、平 常時からの組織内外の関係者との相互の 関係性の構築も重要な要因であった。

5. 分担研究 5

活用目的は、平時における「災害対応 能力の獲得」・「災害の意識化」・「連携強 化」・「他自治体支援」・「災害対策事業の 実施」および「災害対応」であった。マニ ュアル活用時の体制や活用に関係した状 況として、「相互支援の関係性」・「原動力 となる人の存在」・「保健師の人事権・教 育体制整備 |・「マニュアルの組織的理 解」・「地理的災害リスク」があった。マニ ュアル活用の成果の影響範囲は、「他自治 体」・「自自治体」・「防災部署」・「保健師」・ 「マニュアル」であった。マニュアル活 用の促進要因は、「マニュアル内容」・「災 害対策に関するサポート体制」・「保健師 自身」・「活用の継続性」・「組織体制」に分 けられた。マニュアル活用の課題は、「実 質的な活用」・「マニュアル改訂」・「マニ ュアル内容・形式」・「保健師人員体制」・ 「保健師人材育成」・「統括保健師の孤 独」・「他部署の理解」・「予算・場所」に分 けられた。

災害発生時の保健活動推進に資するマニュアル活用推進に必要な要件として、 以下の5つを得た。

- 1)自他の被災経験に基づく保健師自身の 使命感・災害対策へのモチベーション 2)既存の協調関係を基盤にした組織的協 働的マニュアル策定プロセス
- 3)災害対策への刺激と情報を受けられる 外部との関係性
- 4)マニュアルの活用方法・見直し時期・担当者がマニュアルへ明記されていること 5)地域防災計画へマニュアルが位置づいていること

6. 分担研究 6

災害時における保健師業務負荷軽減のための工夫・調整として、発生後 24 時間以内のフェーズでは【災害モードへのギアチェンジを行う】【混沌とした状況の中で片っ端から対応する】【職員の安全健康確保を確認した上での対応を進める】、

【あらかじめの想定や準備に従って対応 する】【対応方針を決めて共有する】の5 カテゴリ、発災 24~72 時間以内では【災 害対応の拠点を作る】【災害の対応能力を 推し量りながら必要な業務を組み立てる】 【災害対応の見通しを見える化する】【受 援がうまく調整できるようつなぎ役をす る】【職員の安全健康確保の方針を示す】 【顔の見える関係性で地域資源を有効活 用する】の6カテゴリ、発災4日以降で は【顔の見える関係性で対応をスムース に進める】【災害対応の見通しを見える化 する】【風通しの良い職場風土を普段から つくる】【災害モードのギアチェンジを行 う】の 4 カテゴリが抽出された。メンタ ルヘルス支援や対策については、【方針表 明】【体制づくり】【相談場所の確保】【職 場風土の醸成】【心理的負荷を減らす業務 の工夫】の5カテゴリ、課題として【災 害対応では想定を超えた心的負荷がかか ってくる】【災害は原因ではなくトリガー であること】【災害対応している職場の余 裕のなさ】【職場内支援者によるメンタル ヘルス支援の限界】が挙げられた。

災害時のメンタルヘルス支援について は既存の職員の健康管理の支援や仕組み を活用しながら対応している好事例も収 集されたが、被災地では住民への災害対 応が優先されるため職員のメンタルへ ス支援を担う余裕がないことや、外部 援が活用されにくい心理的葛藤等の課題 も明らかになった。これらの知見を整理 しつつ、災害時の保健師業務負荷軽減て と実効的なメンタルヘルス支援について 提案することが重要である。

<研究2年目>

1. 分担研究1

保健所設置市及び特別区 86 (同78.2%)、その他の市町村711(同46.7%)より回答を得た。マニュアルの策定ありは、保健所設置市及び特別区55.8%、市町村28.4%で、策定契機は他自治体への応援派遣、所属自治体の被災等であった。

完成までに 1 年以上~2 年未満を要し ていた。都道府県本庁または管轄保健所 からの策定支援は保健所設置市及び特別 区 8.1%、市町村 14.2%であり、情報の提 供、都道府県マニュアルとの関連づけ等 であった。策定にあたり困難であったこ とは、記載内容の選定と記載の仕方、体 制づくり、他部署との連携・調整等であ った。「記載が十分でない」「記載してい ない」とする内容は、地域特性や災害種 別の特性等への留意点、業務継続計画、 職員の過重労働対策等であった。平時に おける研修・訓練、他部署との連携等に 活用されていた。課題として、保健所設 置市ではマニュアルの位置づけや統括保 健師の体制、市町村では独自マニュアル の代替としての既存マニュアルの活用等 が挙げられた。

2. 分担研究 2

ガイド(案)の方針として、「マニュア ル策定前の現状分析を入れる」、「マニュ アルの基本項目を示し、不足やできてい ることをチェックできるようにする」「策 定しようとするマニュアルの対象や範囲 を明確にすることを示す」等が整理され た。ガイド(案)の構成は、マニュアルの 策定及び活用の背景、ガイドの骨子、ね らい、マニュアルに記載すべき12の基本 項目(1.マニュアルの目的、2.マニュア ルの位置づけ、3. 所属自治体の災害時の 組織体制、4.保健活動の体制、5.緊急参 集基準と参集時の留意事項、6. 災害フェー ズにおける保健活動、7.市町村、管轄保健 所、都道府県本庁の各役割と連携、8.要配 慮者への支援、9.応援派遣者の受入れ、10. 職員の健康管理・労務管理、11.平常時の 活動、12.マニュアル策定要綱)を中心に提 示することとした。さらに、別冊として、 マニュアルのひな型(作成フォーマット) をつけることとした。これらの整理によ り、本編と別冊からなるガイド(案)を作 成した。

3. 分担研究3

計76名の保健師(24市町村37名、4保健所設置市13名、12県型保健所20名、4都道府県本庁6名)から意見を得た。調査対象の市町村および保健所設置市におけるマニュアルの策定率は57.1%(28自治体中16自治体)であった。ガイド(案)の分かりにくい点や、加筆修正が必要な点として、「用語の解説や参考資料の明示があるとよい」「マニュアル策定時の体制づくりや構成メンバーの具体があるとよい」「マニュアル策定は『まずはできるところからでよい』というメッセージがあるとよい」

「他職種や関係部署・機関との連携協働体制の明示があるとよい」「基本項目が別冊に関する具体的内容が加筆されるとよい」等の意見が得られた。

ガイド(案)の精練事項は、「ガイドのねらい・目的の明示」「マニュアル策定の体制や時間的イメージの明示」「他職種・関係部署・機関との連携や情報整理の必要性の明示」「ガイドの使用者の明示」「基本項目や別冊の内容の洗練と追加」「用語解説の追加」「参考資料の明示」の7項目に整理された。

4. 分担研究 4

ガイドは、本編と別冊により構成され、本編では、1.ガイドの趣旨、2.マニュアル策定・見直しにあたり基本とする 12項目の解説、3.マニュアルの活用の例示、用語解説、から成る構成とした。また、別冊は、書き込みながら作成する"はじめてのマニュアル策定"として、初めてマニュアル策定に取り組む際に、書き込みながら作成できるひな形を示した。

D. 考察

- 1. 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定と活用を実質化するために必要な要素
- 1)マニュアル策定を実質化するために必要な要素

マニュアル策定を実質化するために必要な要素は、地域防災計画との関連、統括保健師の役割発揮、策定に対する基本方針(大事する考え)、策定プロセス、平時の活動や人材育成との連動、策定支援、平時からの活動の基盤づくり、に整理された。

2)活用を実質化するために必要な要素として考えられること

マニュアルの活用を実質化するために必要な要素は、活用や改訂の推進者・体制の明確化、活用機会の明確化、マニュアルを反映した研修・訓練の実施、平時からの活動の基盤づくり、検証に基づくマニュアルの見直しと反映、活用に対する支援の確保、平時の保健活動との連動、保健師の人材育成との連動、訓練の体系化と効果の検証、に整理された。

2. 作成したガイドの特徴

自治体において災害発生時に地域防災 計画を実質化させ、被災住民の健康支援 を組織的に推進するうえで、活動手順を 示した災害時保健活動マニュアルは欠か せない。一方で、地域防災計画にマニュ アルの位置づけが記載されていない自治 体も多く、マニュアル策定に着手してい ない、あるいは策定していても災害時及 び平時に充分に活用されていない状況が ある。

本ガイドは、市町村のマニュアル策定と活用の取組が進むように、取組の方向性を示したことにひとつめの特徴がある。市町村におけるマニュアル策定や活用のハードルを下げ、取組が一歩でも進むよう、記載すべき基本的な項目とその解説を示しながらもなるべくコンパを開便な作りとなるように意識した。そのため、災害時保健活動に必要なとに留めた

二つ目の特徴として、ガイドの本編に

はマニュアルの策定・見直しにあたり基本とする 12 の基本項目の解説とチェック事項を示したことで、自組織がどこまでできていてどこが不十分であるかを確認できるとともに、着手しやすい項目から策定をはじめ、加筆修正を重ねながら自組織に合ったものにできる。さら提示した。必要事項を書き込んでいくことで10 頁程度のマニュアルが完成作成できる。

3つ目の特徴は、本ガイドには、想定 する使用者やマニュアル策定の位置づけ や体制づくりについて記載し、マニュア ル策定のプロセスが関係者との合意形成 や連携できる関係づくりに役立つことを 述べたことである。マニュアルの策定に は、地域防災計画や関連マニュアルとの 整合性の確認や、他部署・他機関との合 意形成や体制づくりが必要となる。マニ ュアル策定を業務として位置づけ、体制 づくりを行うことが連携づくりにも寄与 すると考える。さらに、本ガイドの使用 者は、市町村の保健活動従事者を主たる 対象とする一方で、市町村のマニュアル 策定や見直し・活用を支援する都道府県 本庁や県型保健所にもガイドを活用して もらいたいことに言及した。本ガイドを 活用したマニュアル策定や見直し・活用 に県型保健所や都道府県本庁がその支援 に関わることで、市町村、県型保健所、 都道府県本庁の連携構築にも役立つこと を期待する。

3. 今後の課題

本ガイドが市町村におけるマニュアル 策定や見直し・活用の場面で活用される ことにより、ガイドの有効性や実用性を 引き続き確認し、追加すべき事項を明ら かにしていく必要がある。

E. 結論

本研究の目的は、災害時において自治 体の保健活動推進を図る災害時保健活動 マニュアルの策定及びその活用を災害時及び平時において推進する方法及び体制を明らかにし、市町村における災害時保健活動マニュアル策定及び活用に役立つガイドを作成することである。

研究1年目は、実態把握と好事例の検討 によりマニュアル策定と活用推進の課題 抽出並びにマニュアル策定や活用を実質 化するモデルの考案を行うことを目標と した。6つの分担研究を設定し、先行知見 の整理及び成果物発信の基盤整備、全国自 治体を対象とした災害時保健活動マニュ アルの策定・活用状況の実態調査、災害時 保健活動の実際とマニュアルの比較検証、災 害時保健活動マニュアル策定における好事例 の検討、災害時保健活動マニュアルの活用 推進における好事例の検討、保健師等の災 害時の業務マネジメント及びメンタルへ ルス等支援の検討結果から、災害時保健活 動マニュアルの策定と活用推進の課題、並 びにマニュアル策定や活用を実質化する ために必要な要素と考えられることを抽 出した。研究2年目は、4つの分担研究を 設定して、特別区への災害時保健活動マ ニュアルの策定・活用状況の実態調査、 市町村における災害時保健活動マニュア ルの策定及び活用のためのガイド (案) の作成、ガイド(案)に対する意見調査、 ガイド(本編及び別冊)の作成と提示、に 取り組んだ。

作成したガイドは、本編と別冊により 構成され、本編では、1.ガイドの趣り、2.マニュアル策定・見直しにあたっていまで、見直している。12項目の解説、3.マニュるがの例示、用語解説、書き込みなが定。また、別冊は、書き込みな策定りひででは、また、別冊は、書き込みなが定。組むでマニュがの特徴は、市ではないでで、書き込みながの特徴組がというでに、書き込みながの特徴組がというでに、書き込みながの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。本ガイドの特徴組がある。12の基本では、本編にはという。12の基本項目の解説 とチェック事項を示し、別冊にひな形を 提示したこと、想定する使用者やロニュ アル策定の位置づけや体制づくロセスが 関係者との合意形成や連携できる関係できるとを明示したことが可 くりの課題とではいるにのの 会後の課題とで、本がしたがあるに おけるマニュアル策定や見直しが おけるマニュアル策定によが おけるで活用されることに 場面で活用されることに もれることが すべき事項を明らかに して、が が もれる。

F. 健康危険情報 なし

- G. 研究発表
- 1. 論文発表なし
- 2. 学会発表
- 2) 奥田博子 雨宮有子 宮崎美砂子 尾島俊之 春山早苗 吉川悦子 立石清一郎 五十嵐侑 岩瀬靖子 草野富美子 相馬 幸恵 築場玲子 井口紗織 花井詠子:災害 時保健活動マニュアル策定における好事 例の検討 第2報. 第82回日本公衆衛生 学会総会抄録集,492,2023.
- 3) 雨宮有子 奥田博子 宮崎美砂子 尾島俊之 春山早苗 吉川悦子 岩瀬靖子 草野富美子 相馬幸恵 築場玲子 立石清 一郎 花井詠子 井口紗織:災害時保健活 動マニュアル活用促進における好事例の 検討【第3報】. 第82回日本公衆衛生学 会総会抄録集,492,2023.
- 4) 市川 定子 1, 春山 早苗 1, 島田 裕子 1, 岸 範子 1, 雨宮 有子 2, 岩瀬 靖

子 3, 奥田 博子 4, 吉川 悦子 5, 尾島 俊之 6, 宮崎 美砂子 3: 災害時保健活動の 実際とマニュアルの比較検証~策定・見直しの過程から 第 4 報. 第 82 回日本 公衆衛生学会総会抄録集,489,2023.

5) 吉川悦子 立石清一郎 五十嵐侑 宮崎美砂子 尾島俊之 奥田博子 春山早 苗 雨宮有子 岩瀬靖子 草野富美子 相馬 幸恵 築場玲子 井口紗織 花井詠子:大規 模自然災害発生時の保健師業務負荷軽減 とメンタルヘルス対策の実際と課題:第 5報.第82回日本公衆衛生学会総会抄録 集,489,2023.

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

研究成果の刊行に関する一覧表

1. 学会発表

- (1) 宮崎 美砂子 尾島 俊之 奥田 博子 春山 早苗 雨宮 有子 吉川 悦子 岩瀬 靖子 草野 富美子 相馬 幸恵 築場 玲子 立石 清一郎 五十嵐 侑 花井 詠子 井口 紗織: 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用の実態【第1報】. 第82 回日本公衆衛生学会総会抄録集,492,2023.
- (2) 奥田博子 雨宮有子 宮崎美砂子 尾島俊之 春山早苗 吉川悦子 立石清一郎 五十嵐 侑 岩瀬靖子 草野富美子 相馬幸恵 簗場玲子 井口紗織 花井詠子:災害時保健活動 マニュアル策定における好事例の検討 第2報. 第82回日本公衆衛生学会総会抄録集,492,2023.
- (3) 雨宮有子 奥田博子 宮崎美砂子 尾島俊之 春山早苗 吉川悦子 岩瀬靖子 草野富美子 相馬幸恵 簗場玲子 立石清一郎 花井詠子 井口紗織:災害時保健活動マニュアル活用促進における好事例の検討【第3報】. 第82回日本公衆衛生学会総会抄録集,492,2023.
- (4) 市川 定子 1, 春山 早苗 1, 島田 裕子 1, 岸 範子 1, 雨宮 有子 2, 岩瀬 靖子 3, 奥田 博子 4, 吉川 悦子 5, 尾島 俊之 6, 宮崎 美砂子 3: 災害時保健活動の実際とマニュアルの比較検証~策定・見直しの過程から 第4報. 第82回日本公衆衛生学会総会抄録集,489,2023.
- (5) 吉川悦子 立石清一郎 五十嵐侑 宮崎美砂子 尾島俊之 奥田博子 春山早苗 雨宮有子 岩瀬靖子 草野富美子 相馬幸恵 築場玲子 井口紗織 花井詠子:大規模自然災害 発生時の保健師業務負荷軽減とメンタルヘルス対策の実際と課題:第5報.第82 回日本公衆衛生学会総会抄録集,489,2023.

令和5年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究

市町村における災害時保健活動マニュアルの策定 及び活用のためのガイド 【本編 初版】

2024年3月

目次

本編

1. 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(以下、ガイド)の趣旨1
1) ガイド作成の背景
2) ガイドの目的
3) ガイドのねらい
4) ガイドの構成(本編と別冊)1
5) 本ガイドの使用者
6) はじめの第1歩2
2. マニュアルの基本項目
1)マニュアルの策定の目的3
2) マニュアルの位置づけ3
3) 所属自治体の災害時の組織体制3
4)保健活動の体制3
5) 緊急時の参集基準と留意事項4
6) 災害フェーズにおける保健活動4
7) 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携8
8) 要配慮者への支援8
9) 応援派遣者の受入れ9
10)保健活動を担う職員の健康管理・労務管理10
1 1)平常時の活動
1 2) マニュアル策定の要項
3. マニュアルの活用編(平時の取組、具体事例) 12
用語解説

別冊

書き込みながら作成する"はじめてのマニュアル策定"

本編

1. 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイドの趣旨

1) ガイド作成の背景

近年、毎年のように災害による甚大な被害が発生しています。地域によって、どのような災害が起こり得るのか、地域住民の生活等への影響として、どのようなことが考えられるのかは、実に多様です。市町村は、災害が発生するとその直後から、復旧復興、そして平時に至るまで、地域住民の生命や健康の確保、生活等の支援に対して中長期的にかかわる立場にあります。地域防災計画には、災害対応にかかわる市町村の役割が記載されていますが、災害時において、迅速に、最善の対応にあたるためには、必要とされる業務の全体像を踏まえ、具体的な行動を示した災害時保健活動マニュアルの存在が極めて重要です。地域や所属組織の特性を踏まえて、市町村版の保健活動マニュアルを策定し、活用できるようにすることは、災害時の保健活動への準備性を高め、災害に備えることにつながります。

2) ガイドの目的

災害時保健活動マニュアルとは、災害時に保健活動体制を迅速に立ち上げて、対応行動を取るために、 必要な業務の全体像と行動内容を示す手順書を意味します。

本ガイドの目的は、市町村において災害時保健活動マニュアルの策定と活用の取組が進むように、取組の方向性を示すことです。マニュアルの策定や活用を進めるうえで課題となると思われる点を踏まえ、策定や活用が1歩でも進められるように、基本となる事項を中心に示します。災害時保健活動に必要な知識や具体内容は、参考資料を示しますので、必要に応じて参照してください。

3) ガイドのねらい

- ○マニュアル策定が難しいと感じている市町村においても、1歩踏み出して、着手することに役立つこと。さらにマニュアルの見直しや活用が十分にできていない市町村において、見直しや活用に役立つこと。
- ○マニュアルに含むべき基本項目を示しますが、着手しすい項目から策定し始め、加筆や修正を重ねながら、現状や自組織に合ったものにしていくことに役立つこと。それらの取組過程を通して、庁内外の関係者とマニュアルの共有を図り、連携できる関係づくりに役立つこと。

4) ガイドの構成(本編と別冊)

本編には、マニュアルの策定・見直しにあたり基本とする 12 項目の解説(①当該項目をマニュアルに掲載する理由、②記載すべき事項(策定及び見直しにおけるチェック事項)、③参考資料、④用語解説、さらにマニュアルの活用事例を示します。

別冊 (書き込みながら作成する"はじめてのマニュアル策定") には、はじめてマニュアル策定に取組む場合において、ひな型となる文例や図表を示し、書き込みながら概ね 10 ページ程度で初版を作成できるように示します。

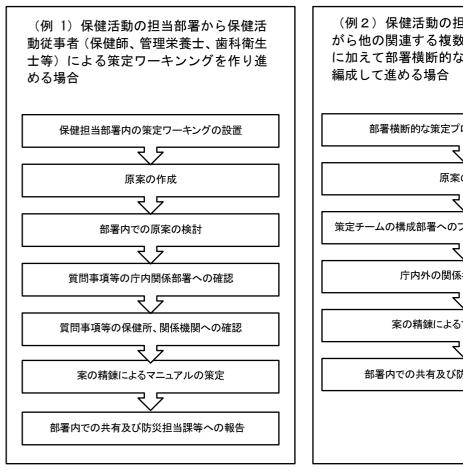
5) 本ガイドの使用者

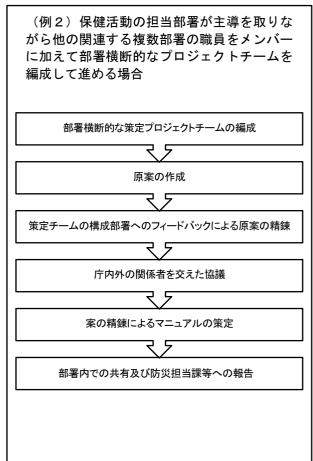
市町村の保健師等の保健活動従事者を主たる対象とします。また、市町村のマニュアル策定、見直し及び活用への支援にかかわる県型保健所及び都道府県本庁にも本ガイドを活用いただき、市町村のマニュアル策定、見直し及び活用の推進に役立てて頂きたいと思います。なお市町村には保健所設置市、特別区を含みます。

6) はじめの第1歩

- ○マニュアル策定のタイミング:災害対応への危機感をもったタイミングを活かすことが大事です
 - (例) 自治体内で災害を経験した、他自治体の災害時に応援派遣に出向いた、災害時研修や訓練に参加 して準備の必要性を痛感したなど
- ○マニュアル策定の位置づけ:策定を業務の一部として位置づけることが大事です
 - (例) 市町村内の年間の事業計画に紐づけて位置づける、都道府県の関連事業に市町村として参画するかたちで取組を位置づけるなど
- ○マニュアル策定の体制や時間的イメージ:体制や時間的なイメージを組織内で合意し進めることが大事です はじめての策定は、計画段階で、まず何をどこまで策定するかを決めて、着手してください。何をどこまで策定

するかによって策定に必要な体制や時間は異なりますが、策定に中心にかかわるメンバーを決めて、少なくとも 1年の時間をかけている市町村が多いようです。この時間の中には、庁内外の関係者への確認や協議も含まれており、マニュアル策定を通じた連携づくりの点で必要な時間といえるでしょう。





2. マニュアルの基本項目

マニュアルとして下記の1)~12)の項目を示すことを基本に策定してみましょう。各項目の解説と共に、はじめての策定における記載内容、自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正のそれぞれに必要となる記載事項を確認(□チェック)できるように示します。

1)マニュアルの策定の目的

策定するマニュアルの目的を明確にします。災害時保健活動に従事する職員間、他部署、地域の関係機 関と災害時保健活動について共通理解を図ることができるように、以下の事項を記載しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□地域防災計画に基づく被害想定 □策定の目的 □使用者 □本マニュアルが扱う業務範囲 □地域防災計画に記載されている分掌業務 □対象とする発災後の時期(期間)	□ 改訂の目的・履歴 □ 地域特性の記載 □ 災害時保健活動として追加すべき健康危機事象 □ 法律改正や関連マニュアル改訂による反映内容
□災害時の職員配置体制(例;一括配置、複数配置の部署配置等)の記載とその体制により行う業務であること □応援派遣の受入と活用を含むこと	

2) マニュアルの位置づけ

都道府県及び所属自治体の各地域防災計画との関係、関連する他のマニュアルとの関係を示し、災害時保健活動マニュアルの位置づけを明確にします。他部署や、地域の関係機関と共有するために、以下の事項を確認しましょう。他の関連マニュアルとの関係を、図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□都道府県及び市町村地域防災計画との関係	□地域防災計画の改訂や関連マニュアルの追加時に
□関連する他のマニュアルとの関係	修正
□所属自治体内の災害時関連マニュアル	
□都道府県や管轄保健所の関連マニュアル	
□所属自治体の業務継続計画(BCP)※1との関係	

^{※ 1} BCP については巻末の用語解説を参照

3) 所属自治体の災害時の組織体制

災害時対策本部の組織体系と各部署の役割を示します。図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□災害時対策本部の組織体系	□ 地域防災計画の改訂があった場合に修正
□各部署の災害時の役割(班名・係名・分掌内容	
等)	

4) 保健活動の体制

統括部門(統括者及び統括補佐)及び現場部門(具体業務を担う現場リーダー及び現場スタッフ)の設置と各役割を示します。図や表を用いて示すと分かり易いです。なお災害時に保健活動を組織的に推進するために、複数の部署に分散配置されている保健師を一括配置により保健活動体制を作る場合があります。所属自治体の状況に即した災害時の保健活動体制についてあらかじめ協議しておく必要があります。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□統括部門と現場部門の編成	□ 災害時の対応経験や平時の訓練等を通じて、より
□統括部門と現場部門の各役割と職員配置	具体的な内容を追加

5) 緊急時の参集基準と留意事項

所属自治体の緊急参集基準と参集可否等の連絡方法を記載します。表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□参集基準·参集場所	□ 自治体内の基準に改訂があった場合に修正
□勤務時間外·勤務時間内	
□参集可否等の連絡方法	
□携帯品、その他注意事項	

6) 災害フェーズにおける保健活動

災害時の保健活動は、災害の種別、被害規模、発生した季節や、地域の脆弱性などによって影響を受けます。活動内容は、複数のフェーズにわたり継続的に行われる場合もあります。また、風水害は、気象情報等によって、ある程度の予測が可能なため、発生前の避難行動や、災害対策の執務体制をあらかじめ図ることが可能です。災害発生直後から復旧に至るまでの各フェーズの保健活動の概要について理解することで、予防的な保健活動を行うために、以下の事項を記載しましょう。

【参考資料】日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 【各論】第3章 災害時の各フェーズにおける保健医療活動の概要,p14-p19,2020.

(1) フェーズ 0~1 (発災から24時間以内)

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□保健活動の体制の構築	□災害時の対応経験や、自治体や関係機関の方針や
□保健医療福祉調整本部の設置	体制の変更等に応じて修正・加筆する
□初期対応方針の決定・周知	
□応援派遣者等の受入	
□応援派遣保健師等の要請可否の判断	
□情報収集•発信	
□被災情報(人的・物的被害,ライフライン等)把	
握	
□避難所等開設状況、避難者情報の把握	
□医療機関の状況把握(EMIS ^{※2等)}	
□要配慮者の安否確認	
□保健・看護・介護・薬局等関連機関の状況把	
握	
□医療救護対策	
□医療救護所の設置	
□地域の災害医療コーディネーター※3との連携	
□緊急入院・受診等の調整	
□避難所・避難所外避難者等の対策	
□保健予防対策の方針決定	
□要配慮者対策	
□ハイリスク者(人工呼吸器装着、透析患者等)	
の支援	
□職員の健康・労務管理(実施については10)を参	
照)	
□安全の確保を確認した上での職員招集	
□通常業務	
□BCP(業務継続計画) ^{※1発動}	

 $%1 \sim 3$ BCP, EMIS, 災害医療コーディネーターについては巻末の用語解説を参照

(2) フェーズ 2 (発災後 2 4 ~ 72 時間以内)

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた
	修正
□保健活動の体制の構築	□災害時の対応経験や、自治体や関係機関の方
□本部方針, 地域状況, 受援等に伴う活動体制の再編	針や体制の変更等に応じて修正・加筆する
□応援派遣者等の受入	
□受援調整•準備	
□都道府県本庁・管轄保健所・派遣元自治体との連携	
□情報収集•発信	
(前フェーズの継続)	
□医療救護対策	
□地域の災害医療コーディネーターとの連携	
□緊急入院・受診等の調整	
□医薬品, 衛生資機材等の確保・調整	
□三師会・医療救護班等との連携・調整	
□避難所•避難所外避難者対策	
□二次健康被害防止対策	
□避難所の衛生管理と生活環境整備	
□要配慮者対策	
□要配慮者(人工呼吸器装着、透析患者等)の支援	
□福祉避難所, 緊急入所等の調整	
□職員の健康・労務管理	
□健康•労務管理方針決定•実施	
□通常業務	
□BCP(業務継続計画)発動	

(3) フェーズ3 (発災後72時間~1週間)

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた
	修正
□保健活動の体制の構築	□災害時の対応経験や、自治体や関係機関の方
(前フェーズ同様)	針や体制の変更等に応じて修正・加筆する
口応援派遣者等の受入	
□受援(指揮命令系統の確立、役割分担の明確化)	
□情報収集•発信	
(前フェーズ同様)	
□医療救護対策	
(前フェーズ同様)	
□避難所•避難所外避難者対策	
(前フェーズ同様)	
□要配慮者対策	
(前フェーズ同様)	
□職員の健康・労務管理	
(前フェーズ同様)	
□通常業務	
□通常業務再開の検討	

(4) フェーズ4 (発災後1週間後~1 か月)

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□保健活動の体制の構築	□災害時の対応経験や、自治体や関係機関の方針
(前フェーズ同様)	や体制の変更等に応じて修正・加筆する
□応援派遣者等の受入	
□応援派遣継続等方針の判断	
□情報収集•発信	
(前フェーズ同様)	
□医療救護対策	
□医薬品, 衛生資機材等の確保・調整	
□三師会・医療救護班等との連携・調整	
□避難所·避難所外避難者対策	
(前フェーズ同様)	
□要配慮者対策	
(前フェーズ同様)	
□職員の健康・労務管理	
(前フェーズ同様)	
□通常業務	
通常業務再開に向けた調整・準備	

(5) フェーズ5 (発災後1 か月以降)

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□保健活動の体制の構築	□災害時の対応経験や、自治体や関係機関の方針
□各フェーズにおける活動の検証	や体制の変更等に応じて修正・加筆する
□復旧・復興計画の策定	
□応援派遣者等の受入	
□応援派遣の縮小・終了	
□情報収集•発信	
(前フェーズ同様)	
□医療救護対策	
□地域診療体制への移行	
□避難所•避難所外避難者対策	
(前フェーズ同様)	
□要配慮者対策	
□地域支援体制への移行	
□仮設住宅等入居者の対策	
□仮設住宅等入居者の健康支援	
□地域コミュニティ支援	
□職員の健康・労務管理	
(前フェーズ同様)	
□通常業務	
□通常業務(一部)再開	

(6) 災害フェーズにおける保健活動の全体像

保健活動の一覧表を示すと、発災時のフェーズにおいて実施する事項の共有や、ロードマップの作成の参考に活用することができます。地域防災計画との照合により活動内容に過不足がないか確認し、保健師の役割別(統括保健師、統括保健師補佐、現場保健師など)に加筆修正して活用することを想定しています。



7) 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携

被災市町村の災害時保健活動を迅速かつ持続的に推進していくためには、都道府県本庁および管轄保健所と連携しながら一体的に行うことが重要です。

そのため、市町村および管轄保健所、都道府県本庁の連携体制、各役割を事前に確認しマニュアルに記載しましょう。また、管轄保健所の役割として被災市町村のニーズ把握・集約や統括保健師の後方支援など、市町村のサポートを担う管轄保健所のリエゾンの保健師*4の役割の明示も大切です。マニュアルには、各役割と連携の共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いて示すと分かり易いです。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□市町村、管轄保健所、都道府県本庁の連携体制	□地域特性や自組織の特性に応じた具体的役割や連
□市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割	携体制の検討内容
□管轄保健所のリエゾンの保健師※4の役割	□法律改正や他部署等の関連マニュアル改訂による
	反映内容

【参考資料】日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 【各論】第4 災害時の保健医療活動の実際、p20-p33, 2020.

※4 リエゾンの保健師については巻末の用語解説を参照

8) 要配慮者への支援

発災時、支援優先度の高い要配慮者を迅速に把握し、かつ持続的に支援していくためには、情報把握や関係機関との連携に基づき一体的に行うことが重要です。

そのため、自治体の防災計画における「避難行動要支援者」の位置づけの確認や要配慮者となりうる可能性の高い人々の対象像や対応策を検討しマニュアルに記載しましょう。また、災害時の要配慮者支援に関する法・制度について別添資料に明示しておくと基礎知識の理解に役立ちます。これらの共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いてマニュアルに示しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□防災計画における避難行動要支援者の位置付け	□それぞれの要配慮者の特性別に必要な留意点と支
□要配慮者となりうる基本的対象像	援方針
(例.女性、妊産じょく婦、DV 被害者、子ども、高	□要配慮者リストの作成と定期的な更新計画
齢者、障がい者、医療機器装着者・医療ケアを要	□支援関係機関の連携体制と役割
する者児、アレルギーを有する者、外国人など)	
□要配慮者名簿の作成方法および各部署・各団体	
(民生委員など)との連携体制	
□名簿情報の活用・集約方法	
□別添資料	
・避難行動要支援者支援における法・制度の知識	
(災害対策基本法第 49 条の 10)	
・福祉避難所の位置づけ	
(災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 号)	

【参考資料】日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 2)要配慮者支援, p43-p50, 2020.

9) 応援派遣者の受入れ

被害が甚大で被災地自治体のみでは対応しきれない場合、すみやかに応援を要請し被災者支援体制を構築し、受援側・支援側双方が被災地域の課題を常に共有し、連携・協働して支援活動に取り組むことが重要です。

そのため、応援派遣要請の流れと、受援、応援による活動体制、各関係機関の役割分担を確認し記載しましょう。また、災害時には被災地内外の多様な保健医療活動チームが支援に入ることを踏まえ主要な支援チームの名称や役割、派遣要請の根拠計画を別添資料に明示しておくと基礎知識の理解に役立ちます。これらの共通理解を図るために、参考資料の例示を参考に図や表を用いてマニュアルに示しましょう。

はじめての策定における記載内容 自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正 □フェーズの進展に伴う派遣応援量の判断や終了の □応援派遣者の要請・受け入れに関する流れと役割 (被災市町村、管轄保健所、都道府県本庁、厚生労 判断基準 □自組織内外の担当部署・担当者の明確化 □発災直後の応援・派遣要請の要否の判断基準と判 □応援派遣受援のためのオリエンテーション・スタッフ 断するために必要な情報項目 ミーティング内容や必要なオリエンテーション資料 口基本的な受援方針 の準備 □受援から活動開始までの流れ □法律改正や関連マニュアル改訂による反映内容 ・ 被災状況によるパターン(県内応援、協定自治 体間での応援、厚労省斡旋による広域応援)を 示した図や応援派遣要請の仕組みの明示 □県外における災害発生時の派遣要請を受けた場合 の流れや留意事項 □別添資料 ・主要な保健医療活動チームの役割の明示(災害 派遣医療チーム DMAT^{※5、災害時健康危機管理} チーム DHEAT^{※6等)} ・派遣要請の根拠計画(防災基本計画 第2編第2 章第8節/厚生労働省防災業務計画 第2編第2 章第6節 第3の3) ・応援派遣者へ配布するオリエンテーション資料

【参考資料】

日本公衆衛生協会/全国保健師長会:令和元年度地域保健総合推進事業「災害時の保健活動推進マニュアルの周知」報告書 災害時の保健活動推進マニュアル 【各論】第5 応援派遣による活動体制,p82-p108,2020.

厚生労働省:健健発 0320 第 1 号-災害時健康危機管理支援チーム活動要領について, 2018.

保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド, 平成 30 年度-令和元年度厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証」(H30-健危-一般-002)(研究代表者宮崎美砂子), 令和 2(2020)年 3 月発行. https://www.mhlw.go.jp/content/000805235.pdf ※ 5 , 6 DMAT, DHEAT については巻末の用語解説を参照

10)保健活動を担う職員の健康管理・労務管理

災害発生時は不確定な状況の中、迅速な判断や対応が求められ、一過的に多大な業務負荷がかかります。 早めに方針を共有し、職員の安全と健康を守ることを前提として、多層の支援を活用し対応できるよう以下の 事項を記載します。あわせて、災害が発生してからの対応ではなく、平時の体制や仕組みを災害発生時に応用 することができるように備えることが大切です。

はじめての策定における記載内容 自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正 □訓練や被災経験(含む応援派遣)などを振り返り、 【組織として対応する事項】 □所属自治体の地域防災計画、関連マニュアル等に 実効性の面から加筆・修正する 記載されている職員の健康管理に関する事項 □災害規模や被害状況に応じた体制や対策である □災害時の労務管理方針と体制(図示) かを検証する □災害時の勤務時間の把握方法 □平時の健康管理体制や方針の改訂があった場合 □災害時の休暇の確保・促進方法(ルールがあれ に提示内容を修正 ば明記:初期対応した職員は休むなど) □災害時の健康管理フロー図の作成と見直し(実行 □職員の健康管理体制と進め方(図示・責任者の明 性の面からの検討) □災害を想定したメンタルヘルス研修の企画と運用 確化) □活用可能な資源のリスト(応援チーム・地域資源) □災害に強い職場づくりを進めるための具体的な 方法 □災害時に想定される職員の健康課題(長時間労 働、PTSD 等) 【職員個人が対応する事項】 □発生直後の行動指針(安全確保)と安否確認方法 □休憩・休暇の確保(時間・場) □心身の健康確認項目(セルフチェック) □心身への影響が大きい業務・影響を受ける可能性 のある基礎疾患

【参考資料】

独立行政法人労働者健康安全機構.職場における災害時のこころのケアマニュ アル

 $\label{lem:https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/oshirase/pdf/H29kokoro_no_kea.pdf$. pdf

日本精神神経学会. 災害救援者・支援者メンタルヘルス・マニュアル https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/mental_info_saig ai_manual.pdf

DPAT 事務局、災害時の支援者支援マニュアル

https://www.dpat.jp/images/Document/Document_q7ATVK33rLJehKBZ_1.pd f

東京都福祉保健局. 災害時の「こころのケア」の手引き

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/tamasou/sonota_jouhou/saigaitaisaku.files/saigai.pdf

産業医科大学災害産業保健センター. 危機事象発生時の産業保健ニーズリ

スト https://drive.google.com/file/d/1xIXqgevGszJQ-

757dulWc3g9 fvvcCI1/view

災害時におけるこころとからだの健康管理マニュアルリーフレット(本研究斑ホームページに別途掲載)

11) 平常時の活動

災害時に、迅速かつ適切な保健活動を展開するためには、平常時からの準備が重要であり、また、発災時に参集した保健師等職員が誰であっても担えるようにする必要があります。よって、平常時からの庁内の関係部署及び地域の関係機関との顔に見える関係づくりや災害時保健活動を理解し、災害に対応できる保健師等職員の人材育成も重要です。これらのために、以下の事項がマニュアルに含まれ、また改訂されているか確認しましょう。

けいみての築字にわける自栽内穴	白海体の間を機関の士組、体制の亦再にたいた核工
はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
【災害を想定した平常時からの保健活動】	【災害を想定した平常時からの保健活動】
□平常時の保健活動をとおした庁内の関係部署及び	□平常時の保健活動をとおした庁内の関係部署及び
地域の関係機関との連携強化	地域の関係機関との連携強化
□要配慮者の支援体制整備(特に他部署がリスト化し	□要配慮者の支援体制整備(特に他部署がリスト化し
ていない対象、妊産婦・乳児、人工透析患者、在宅	ていない対象、妊産婦・乳児、人工透析患者、在宅
難病患者等)	難病患者等)
□地域住民の災害対応力向上のための活動(健康教	□地域住民の災害対応力向上のための活動(健康教
育等)	育等)
【災害時保健活動のための平常時における体制整	【災害時保健活動のための平常時における体制整
備】	備】
□平常時の体制整備のための保健師等職員の役割・	□平常時の体制整備のための保健師等職員の役割・
担当	担当
□保健師等所属部署内のマニュアルの周知・共有(方	□保健師等所属部署内のマニュアルの周知・共有(方
法•頻度等)	法•頻度等)
□庁内の関係部署(特に危機管理部署、避難所担当	□庁内の関係部署(特に危機管理部署、避難所担当
部署、福祉避難所担当部署等)へのマニュアルの	部署、福祉避難所担当部署等)へのマニュアルの
周知・共有・擦り合わせ(方法・頻度等)	周知・共有・擦り合わせ(方法・頻度等)
□地域の関係機関へのマニュアルの周知・共有(対象	□地域の関係機関へのマニュアルの周知・共有(対象
関係機関のリスト、方法・頻度等)	関係機関のリスト、方法・頻度等)
ロマニュアルの更新(担当・時期・方法等)	ロマニュアルの更新(担当・時期・方法等)
□災害時保健活動に関わる必要物品・資料及び更新	□災害時保健活動に関わる必要物品・資料及び更新
(担当•時期•方法等)	(担当•時期•方法等)
□保健師のキャリアラダー等に基づく健康危機管理能	□保健師のキャリアラダー等に基づく健康危機管理能
力育成に関わる保健師のニーズ把握	力育成に関わる保健師のニーズ把握
□災害を想定した研修・訓練(時期・頻度、方法等)	口災害を想定した研修・訓練(時期・頻度、方法等)

12)マニュアル策定の要項

マニュアルの策定及び改訂にかかわる組織、検討内容、分掌する部署などを定め、明文化しておくことにより、マニュアル策定、見直し、活用の取組が組織的に位置づけられ、他部署との共有の下に、取組が進むことになります。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□アニュアルの策定及び改訂の検討組織の設置、検	□検討組織による定期的な点検及び地域防災計画等
討内容、検討組織の構成員、分掌部署等	の関連計画や関連マニュアルの改訂、被災や応援
	経験後に、記載内容を点検し、運用に即した内容と
	なるよう修正

3. マニュアルの活用編(平時の取組、具体事例)

マニュアルを有事に活用するために、平時からのマニュアル活用が必須です。また、所属自治体の状況や社会情勢の変化に合わせたマニュアル改訂が必要です。平時からのマニュアル活用や適時改訂のために、以下の事項をマニュアルに記載しましょう。

はじめての策定における記載内容	自治体や関係機関の方針・体制の変更に応じた修正
□本マニュアルの活用方法:活用の主担当者、活用	□ 活用方法の変更時に内容を修正
時期、活用目的、活用内容	□ アクションカード※7等、具体的な動きを示した別
□本マニュアルの改訂方法:改訂の主担当者、改訂	冊と分ける
時期・タイミング	□ 改訂方法の変更時に内容を修正

<マニュアルを活用した平時の取組の具体事例>

マニュアルの活用目的	具体事例
・災害対応能力の獲得	・災害の知識や実践力を得るための研修・訓練の教材や手段とする(マニュアルを全
	員に配布、読み合う、新人保健師等が地域保健関連情報を更新、訓練で様式を使
	用、アクションカード※7等を作成)
・災害の意識化	・毎年度、担当者名や地域関連情報等を更新することで各自が災害を意識する機
	会とする
	・災害資器材の点検・準備のための手段にする
	・訓練等の評価を機会にマニュアル内容を部分的に見直す
•連携強化	・自治体内/地域内の連携強化を意図した研修・訓練等の教材・手段・根拠資料と
	する
	・関係部署や幹部へ災害時保健活動を周知するためのきっかけや手段にする(策
	定・改訂時に配布、手持ちで説明、庁内ポータルに貼る、訓練で役割を持ってもら
	う)
・他自治体への支援	・保健所が管内市町村の災害時保健活動を支援する手段とする(マニュアル作成を
	支援)
	・全国自治体のマニュアル作成支援のためにホームページで共有する(問合わせに
	応じる)
•予算確保	・災害対策事業の予算要求の根拠資料にする

^{※7} アクションカードについては巻末の用語解説を参照

用語解説

※ 1 BCP: Business Continuity Plan (業務継続計画)

…大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不足の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

(参考)「事業継続ガイドライン」(内閣府、平成25年8月改定)

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline03.pdf

※2 EMIS: Emergency Medical Information System (広域災害救急医療情報システム)

…災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムのこと。災害医療情報を収集し、災害時の患者搬送などの医療体制確保を行うほか、平常時や災害時を問わない災害救急医療のポータルサイトの役割をもつ。頭文字をとって「EMIS(イーミス)と呼ばれる。

(参考)「広域災害救急医療情報システム」 https://www.wds.emis.go.jp/

※3 災害医療コーディネーター

…災害時に、都道府県ならびに保健所および市町村が、保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部ならびに保健所および市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

(参考)「災害医療コーディネーター活動要領の概要」 (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000478174.pdf

※4 リエゾンの保健師

…リエゾン(災害対策現地情報連絡員)とは、大規模な災害において、情報収集や連絡要員として現地に派遣される職員をいう。リエゾンの保健師は、被災市町村を管轄する保健所から派遣され、被災市町村の情報収集やニーズ把握、統括保健師を補佐する役割を持つ。保健所の保健師の場合や、応援派遣された保健師の場合などがあり、また複数人で役割を果たす場合もある。市町村と、保健所・都道府県本庁をつなぐとともに、必要により、市町村で活動する種々の保健医療活動チームをつなぐ役割も期待される。

(参考)「リエゾンとは」(国土交通省・関東地方整備局)

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000704185.pdf

※ 5 DMAT: Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)

…医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職および事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのこと。頭文字をとって「DMAT(ディーマット)と呼ばれる。

(参考)「DMAT とは (厚生労働省 DMAT 事務局) https://www.dmat.jp/dmat/dmat.html

※ 6 DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team(災害時健康危機管理支援チーム)

…災害が発生した際に、被災都道府県庁の保健医療福祉調整本部及び保健所が担う指揮・総合調整(マネジメント)機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成される応援派遣チームのこと。公衆衛生分野の専門職及び業務調整員から 5 名程度で構成され、災害のフェーズ1からフェーズ3 (急性期~避難所生活から仮設住宅入居への移行期にかけて)に活動する。「DHEAT (ディーヒート)」と呼ばれる。

(参考)「災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) について」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000606176.pdf

※7 アクションカード

…災害時に各職員がすべき行動・果たすべき役割を簡潔に記したもの。災害発生時のスタッフの「行動指標カード」であり、できるだけ効率よく災害初動対応を行うことを目的として作られる。カード式のものだけでなく、壁に貼るタイブなど様々な形態がある。

(参考)「災害看護関連用語アクションカード」(日本災害看護学会)

http://words.jsdn.gr.jp/words-detail.asp?id=56

この「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」は、 以下のメンバーによって作成しました。

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究班

- 宮﨑 美砂子(千葉大学大学院看護学研究院 教授)
- 尾島 俊之(浜松医科大学 医学部 教授)
- 奥田 博子(国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 上席主任研究官)
- 春山 早苗(自治医科大学 看護学部 教授)
- 雨宮 有子(千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授)
- 吉川 悦子(日本赤十字看護大学 看護学部 准教授)
- 岩瀬 靖子(千葉大学大学院看護学研究院 講師)
- 草野 富美子(広島市東区厚生部長(事)地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長)
- 相馬 幸恵(新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部 副部長・企画調整課長)
- 築場 玲子(宮城県保健福祉部疾病·感染症対策課 技術副参事兼総括課長補佐)
- 立石 清一郎(産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 教授)
- 五十嵐 侑(産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 助教)
- 井口 紗織(千葉大学運営基盤機構ダイバーシティ推進部門 特任助教)
- 花井 詠子(千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程 大学院生)

【問合せ先】

千葉大学大学院看護学研究院 地域創成看護学講座 〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1 TEL&FAX:043-226-2435

(研究代表者)宮崎 美砂子 Email:miyamisa@faculty.chiba-u.jp

市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用 のためのガイド 【別冊 初版】

2024年3月

書き込みながら作成する "はじめてのマニュアル策定"

【メッセージ】

- ○この別冊は「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(本編)」をもとに、はじめてのマニュアル策定に取り組めることをねらいとして作成しました。
- ○はじめの一歩として、「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(本編)」の2.マニュアルの基本項目の内容を参照し、着手できそうな項目から、別冊の該当ページに書き込みながら、マニュアルを策定してみましょう。
- ○文中の*斜字アンダーライン部分は、*所属自治体に合うように、加筆修正し、記入してみましょう。
- ○策定の体制は、例えば、保健活動の担当部署内から策定ワーキングチームをつくり(保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の保健活動従事者等)進める、などがあります。
- ○策定したマニュアルは、策定の担当者(チーム)→係→課→他部署等へ意見を求めながら、庁内への周知を図り、マニュアルの初版を完成させましょう。

目次

1.	地域防災計画に基づく被害想定の記載(ガイド※本編	p3)	29		
2.	マニュアルの策定の目的の記載(ガイド本編 p 3)	29			
3.	マニュアルの位置づけの記載 (ガイド本編 p 3)	29			
4.	所属自治体の災害時の組織体制の記載 (ガイド本編	[p3)	29		
5.	保健活動の体制の記載 (ガイド本編 p 3) 29				
5.	緊急時の参集基準と留意事項の記載 (ガイド本編 p	4)	31		
6.	災害フェーズにおける保健活動の記載 (ガイド本編	p 4∼	p7)	31	
7.	市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携の	記載	(ガイト	本編p8)	33
8.	要配慮者への支援の記載 (ガイド本編 p 8) 33				
9.	応援派遣者の受入れの記載 (ガイド本編 p 9)	33			
1 0	. 保健活動を担う職員の健康管理・労務管理の記載	(ガイ	ド本編 p	10)	34
1 1	. 平常時の活動の記載 (ガイド本編 p 1 1) 35				
1 2	マニュアル策定の要項の記載(ガイド本編 p 1 1)	35			
1 3	. マニュアル活用編(平時の取組、具体事例)の記載	しば	イド本編	≣p12)	36
1 4	マニュアル改訂の記載 (ガイド本編 p 3 ~p 1 1 <i>0</i>	の各基本	項目)	36	
付厚	資料 37				

1. 地域防災計画に基づく被害想定の記載(ガイド※本編p3)

(文面の例)

<u>○○市町村(所属自治体)</u>の災害履歴をみると、これまで、○年に○○による災害、また○○年には○○による災害を経験している。地理的にみると、地震災害に対しては○○、豪雨水害に対しては○○による脆弱性を抱えている。<u>○○市町村(所属自治体)</u>地域防災計画に基づく被害想定 [○]によると、○○による○○規模の災害が想定されており、人的被害として○○、○○、物理的な被害として○○、○○が想定されている。

a) ○○市町村地域防災計画 p●、表●、図●

※ガイドとは「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド(本編)」を指します。

2. マニュアルの策定の目的の記載(ガイド本編p3)

(文面の例)

<u>○○市町村(所属自治体)</u>地域防災計画に基づく被害想定に対して、保健活動に従事する職員、他部署、地域の関係機関や団体と災害時保健活動について共通理解を図り、発災直前・直後から迅速かつ適切に保健活動を開始し、中長期にわたり防ぎ得る死と二次的な健康被害の最少化を目指し、本マニュアルを作成する。

3. マニュアルの位置づけの記載 (ガイド本編p3)

(ポイント)所属自治体において関連する計画やマニュアルと策定する災害時保健活動マニュアルの関係を記載しておきましょう。

(文面の例)

本マニュアルは、災害対策基本法、災害救助法を反映し、<u>〇〇都道府県</u>地域防災計画、<u>〇〇市町村</u> <u>(所属自治体)</u>地域防災計画に準ずる。また所属自治体の<u>〇〇マニュアル、〇〇アクションカード、業務</u> 継続計画(BCP)ともに用いる。

4. 所属自治体の災害時の組織体制の記載 (ガイド本編 p3)

(女面の例)

本<u>市町村</u>では、第<u>〇</u>号配備体制において、<u>市町村長</u>を本部長とする災害対策本部^{a)}および<u>地区対策</u> 本部^{b)}を設置し、第<u>〇</u>号配備体制においては夜間・休日についても職員を動員し体制を整える。

- a) 市町村災害対策本部組織図(挿入)
- b) 地区対策本部(挿入)

5. 保健活動の体制の記載 (ガイド本編 p 3)

(ポイント)所属自治体に合った災害時の保健活動の体制についてあらかじめ協議し明記します。体制は 文章と共に表を示すと分かりやすいです。

(文面の例)

本市町村地域防災計画に基づき<u>災害対策本部長</u>の判断により、<u>保健活動班</u>が設置された際には、保健師等保健活動従事者は保健活動班として活動する。

1) 一括配置による保健活動班設置の場合

(文面の例)

複数の部署に分散配置されている保健師等を災害発生時に一括配置し、統括部門及び現場部門を設置し、各役割を示すと共に職員を配置する。

(表の例)災害時保健活動に係る体制と役割

体制	担当者:氏名•部署	役割
【統括部門】		
統括者: 統括的立場の保健師または		情報管理、活動方針の決定、健康
衛生部門(課)配属で職位が上位		課題の特定、活動計画策定、人員
の保健師等		配置・調整、関係部署・関係機関と
統括補佐: <u>○○課配置で職位が上位</u>		の連携調整、応援派遣者の受け入
の保健師等		れ調整、保健活動を担う職員の健康
		管理・労務管理等を担う
【現場部門】		
リーダー保健師: <i>中堅期以降の保健</i>		救護所対応、避難所対応、避難所
師であることが望ましい		外避難者対応などの具体業務を編
スタッフ保健師		成し、各業務をチームで担う

2) 分散配置の配属部署に基づく体制の中で活動を担う場合 (文面の例)

配属部署の災害時の分掌に基づき、部署の他職員と共同して活動を担う。

(表の例)保健師が分散配置されている各部署の災害時の分堂と役割

(表の例)保健師か分散配置されている各部者の災害時の分享と役割					
部署(部長)	班(班長)	所属課等	分掌事項•役割		
<u> </u>	支所班	○○支所	1. 被害情報の収集と取りまとめ、本部への報告に関す		
	(○○支所	○○支所	ること		
	長)	○○支所	2. 公共施設等の被害調査に関すること		
	(○○支所	○○支所	3. 災害復旧用資材の配布に関すること		
	長)		4. 被災者の安否の問い合わせに関すること		
	(〇〇支所		5. 広報車による広報に関すること		
	長)		6. 避難所の開設・運営に関すること		
	(〇〇支所		7. 被災・罹災証明書の受付・発行に関すること		
	長)		8. 各防災班との連携に関すること		
健康福祉部	生活救助班	社会福祉課	1. 高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難に関す		
(健康福祉部	(社会福祉課	障害福祉課	ること		
<u>長)</u>	<u>長)</u>	健康增進課	2. 福祉避難所に関すること		
		介護保険課	3. 救護所の設置に関すること		
		地域包括ケア	4. 救護班の編成に関すること		
		推進課	5. 保健医療機関との連絡調整に関すること		
			6. 感染症の予防及び防疫対策に関すること		
			7. 被災地域の衛生指導に関すること		
			8. 保健衛生医薬品等の確保に関すること		
			9. 日本赤十字社等への応援要請に関すること		
			10. 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること		
			っこと 11. 救援物資の受入れに関すること(物資版設置後、事		
			11. 秋波物質の支入40に関すること(物質放放直後、事 務委任)		
			12. 災害見舞金等の支援に関すること		
			13. 義援金の受入に関すること		
			14. ボランティアセンターとの連携に関すること		
	保健活動班	健康増進課	1. 被災者の心身の健康管理に関すること		
		障害福祉課			
		地域包括ケア			
		推進課			
		こども家庭課			
こども部	保育班	保育課	1. 助産及び乳幼児の救護に関すること		
(こども未来部	(保育課長)	こども家庭課	2. 応急保育に関すること		
<u>長</u>)			3. 保育園児の避難誘導に関すること		
			4. 保育施設の被害調査及び応急対策に関すること		
			5. 保育所等職員の動員に関すること		

5. 緊急時の参集基準と留意事項の記載 (ガイド本編p4)

(文面の例)

本*市町村*では、各災害に基準^{a)}を設け、以下の配備体制を取る。

a) 気象庁の気象警報・注意報等、避難勧告等の市町村の発令

1) 全職員の参集

- ・勤務時間内の発災の場合、所属部署で活動を開始する。外出先で被災した場合は安全に配慮しな がら速やかに帰庁する。
- ・勤務時間外の発災の場合、原則として所属部署に参集する。但し、別途指示がある場合は、それに 従う。
- ・出勤できない場合、<u>電話またはメール等</u>により安否の報告を行い、<u>所属長またはリーダー保健師</u>に指示を仰ぐ。

2) 一部職員の参集

- ・第*〇*号配備体制^{b)}において、参集する。
- b) 第〇号特別警戒体制(職員の〇~〇割が参集)
- 3) 出勤時の携行品と注意点
 - ・*様式〇*により携行品を準備し、<<u>一勤務時間外に出勤する際の注意点></u>を参照する。

6. 災害フェーズにおける保健活動の記載 (ガイド本編 p4~ p7)

(ポイント)以下の1)及び2)を表の形式などで記載します。記載方法はガイド本篇を参照してください。

1) 保健活動の全体像(表)(挿入)

※表の例示を次頁で示します。別添のエクセル表で同じものを示しますので、記入にあたって活用してください。

2) 各フェーズにおける活動(フェーズ0~5)(挿入)

(記入例)

フェーズ	フェーズ0~1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
	(発災から24時間	(発災後24~72	(発災後 72 時間	(発災後1週間後	(発災後1か月以
	以内)	時間以内)	~1 週間)	~1 か月)	降)
保健活動 の内容			 	 	

災害フェーズにおける保健活動の全体像

保健活動の一覧表を示すと、発災時のフェーズにおいて実施する事項の共有や、ロードマップの作成の参考に活用することができます。 地域防災計画との照合により活動内容に過不足がないか確認し、保健師の役割別(統括保健師、統括保健師補佐、現場保健師など)に加筆修正して活用することを想定しています。

フェーズ	発災前(風水害) (警戒レベル3等)	フェーズ 0 ~ 1 発災から 24 時間	フェーズ 2 24 時間~72 時間	フェーズ 3 72 時間後〜1 週間	フェーズ 4 1 週間後〜1 か月	フェーズ 5 1 か月以降
主要な対策	高齢者等要配慮者避難	生命・安全の確保対策	救護·在宅療養者等対策	要配慮者等対策	避難所等対策	応急仮設住宅等対策
保健活動の体制の構築						
応援派遣者等の受入		1				\rightarrow
情報収集・発信						
医療救護対策						
避難所,避難所外避難者対策						
要配慮者対策						
仮設住宅等入居者の対策						
職員の健康・労務管理						
通常業務					>	

7. 市町村、管轄保健所、都道府県本庁の各役割と連携の記載 (ガイド本編 p 8)

(文面の例)

- 1) 市町村
 - ・市町村地域防災計画を作成し、第1線で地域住民の生命、身体、財産等の保護を、応急対応、復旧・復興、防災に至るまで一貫して行う(災害対策基本法)

2) 管轄保健所(都道府県型)

- ・都道府県の出先機関として都道府県本庁と連携の下、市町村を支援する(災害対策基本法)
- ・地域における健康危機管理の拠点(地域保健対策の推進に関する基本的な指針(改正平成24年7月31日)、地域における健康危機管理について-地域健康危機管理ガイドライン(平成13年地域における健康危機管理のあり方検討会)
- ・災害を含む地域の健康危機に対して、地域の医療機関や市町村保健センターの活動を調整して、必要なサービスを住民に対して提供する仕組みづくりを行う地域の中核拠点として位置づけられている
- •平時・危機発生時・事後の各対応を行う

3) 都道府県本庁

- ・都道府県地域防災計画を作成し、都道府県内の市町村の状況・活動全体を統括、厚生労働省、他の自治体、関係団体との調整を行う
- ・都道府県全体の事象進展を予測しながら、早期に対応すべき事項、中長期に対応すべき事項について、先行的な対策樹立と体制確保を行う(災害対策基本法)

連携体制図(挿入)

8. 要配慮者への支援の記載 (ガイド本編 p 8)

(文面の例)

要配慮者名簿をもとに、関係者と連携し、安否・健康状態の確認と情報集約を行う。(上記6.災害フェーズにおける保健活動を参照)

要配慮者名簿の保管場所	○年度要配慮者数	支援者
00課 ファイルサーバ:00	<u>O</u> 1	・訪問看護ステーション
<u>○○書庫:○○</u>	内訳: 〇人	・ケアマネジャー
<u>他課 〇〇書庫</u>	<u>O</u> 1	<u>•0000</u>

9. 応援派遣者の受入れの記載 (ガイド本編 p9)

(文面の例)

被災自治体職員と応援派遣者の両者が各々の役割を理解し、効果的に連携、協働することにより、円滑な支援活動を進める。そのため、平時には、応援派遣者の受け入れを想定した準備をしておく。災害発生時には、リエゾンの保健師及び DHEAT と、大枠の方針を協議しながら、種々の保健医療活動チーム ^{a)}へのオリエンテーション及び日々の活動調整について、リエゾンの保健師及び DHEAT へ協力を依頼する。

a) DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、 看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT 等 https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001163670.pdf

1) 受援受入れ・受援終了の決定方法

(ポイント)災害時の応急業務や非常時優先業務に該当する通常業務を具体的に想定し協議した受援決定基準または受援終了基準を記載します。

受援受入れ・受援終了の判断: <i>統括者(統括補佐と相談)</i>
受援要請ルート(様式):災害対策本部→○○保健所:○○○○(様式○)
受援決定基準: (文面の例)応急業務が業務量 100%を超える状況

受援終了基準;

2) 受援のための準備

(表の例)

提供情報•資料	被災地の基本情報、被災状況、依頼目的・内容、記録様式、地図、緊急連
	絡先、保健・医療・福祉の体系図、医療・福祉関係機関情報、等
執務場所と資機材	○○会議室、予備 PC(○○課○台)、等
窓口(主・副)	主:00課0000、副:00係0000
派遣調整担当	<u>00課000,00係0000</u>
情報共有等の方法	毎朝〇時に〇〇会議室に集合
	その他の報告・連絡ルート:○○→○○

10. 保健活動を担う職員の健康管理・労務管理の記載 (ガイド本編 p 10)

(文面の例)

災害時に、支援者の健康を守ることは必須である。災害発生時に長期間にわたり支援者の健康を維持するには、ストレスとなる業務を適正化すること、効果的な負担軽減施策を早期に導入することにより、バーンアウトなどの職場離脱や生産性の低下を防ぐ。

1)	保健活動を担う職員の健康管理(管理者:	•担当者)
1/		7434	

- ・保健活動を担う職員の健康課題リストの作成と共有・留意点
- ・健康セルフチェック表の配布
- 毎日、定時の血圧測定と記録・管理
- ・職員間の思いの共有(インフォーマル(非公開)
- ・定期的な休養の必要性、ストレスマネジメント等の啓発・教育(チラシやリーフレットa)
- - ・役割分担と業務ローテーションの明確化
 - ・勤務間インターバル9時間以上の確保(フレックスタイム、遅出・早出等)
 - ・週1回以上の休日の確保
 - ・対応にあたる全職員の正確な残業時間の把握(各自メモでよいので記録を残しておくこと)
 - ・100 時間超の残業実施者について健康確保措置の実施
 - ・産業医の専任化(*産業医: 、連絡先*
 - ・単純定型業務の DX 化や外注
 - ・任命権者・管理監督者に対する長時間労働および過労死の防止に関する啓発

(例)ローテーション表の作成(3 交代制の場合)

() 4 /		-	* 117	/ * * *	1 1		- /						
班	職員	00:0			08:00	引	8:30		16:0	引	16:		0:30
		0				継			0	継	30		
\circ	00												
\circ	00												
\circ													

3)健康管理の帳票類・各種資料

(ポイント)平時に、職員用の健康管理の啓発チラシ等を作成しておき、発災時に活用することを示しておきます。

(文面の例)

平時に作成した付属資料: 資料 Oを、発災時に 更衣室や会議室に掲示する。 資料 Oを配布する。

11. 平常時の活動の記載 (ガイド本編 p 11)

(文面の例)

- 1) 体制整備
- ・組織体制の構築と指揮命令系統・役割の明確化(参集体制整備)
- 情報伝達体制の整備(必要情報、帳票類、関係者名簿、連絡網等の明確化)
- ・活動体制の整備(避難所、要配慮者、社会資源、災害に弱い地域、保健活動に必要な物品)
- ・避難指示発令時の保健活動内容の検討
- 関係機関等の把握と役割の明確化
- ・都道府県-保健所-市町村の連携強化と具体的な連携方法の確認(ルート・様式)
- 2) 人材育成·地区診断
- ・健康危機発生時に迅速かつ適切な保健活動を行うため研修・訓練

【参考資料】

- a)地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について(令和4年2月1日)
- b) 実務保健師の災害時の対応能力育成のための研修ガイドライン(令和2年3月)
- c)保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド(令和2年3月)
- d) 統括保健師のための災害に対する管理実践マニュアル・研修ガイドライン(平成30年3月)
- ・他部署や地域住民と協働した災害訓練
- 3) 地域住民の災害対応力強化
- •健康教育
- ・災害時の広報の仕方
- •個別避難計画の作成促進

12. マニュアル策定の要項の記載(ガイド本編p11)

(文面の例)

マニュアル策定及び改訂に関わる組織体制及び検討事項を以下に示す。

(例)○○(所属自治体)災害時保健活動検討会設置要項

(設置)

第1条 災害時に保健活動が迅速かつ持続的に推進できるように、災害時保健活動マニュアルの策定及び改訂を行うための災害時保健活動検討会を設置する

(検討事項)

第2条 次に掲げる事項を検討する

- (1)災害時保健活動マニュアルの内容に関すること
- (2)その他、災害時の保健活動に関して必要と認めること

(構成員)

第3条 検討会は、別表に掲げる者により構成する

(ワーキンググループの設置)

第4条 マニュアルの策定及び改訂に必要な情報収集・分析、実務的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

(関係者の出席)

第5条 検討会及びワーキンググループは必用に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

(庶務) ○○部○○課において行う

附則 この規程は、○年○月○日から施行する

13. マニュアル活用編(平時の取組、具体事例)の記載 (ガイド本編 p 12)

以下のように活用する。

マニュアル活用目的	主担当者·活用時期·活用内容
・災害対応能力の獲得	(文面の例)研修担当者・毎年の研修・テーマの該当部分を読む
・災害の意識化	
•連携強化	(文面の例)統括保健師・健康危機管理会議・資料として提示
•他自治体支援	
•予算確保	

14. マニュアル改訂の記載 (ガイド本編 p3~p11の各基本項目)

(文面の例)

マニュアル策定の要項に則り、定期的(*毎年・担当者変更時*)に見直しを行う。また災害時保健活動に 関連する法改正時、<u>〇〇都道府県</u>地域防災計画・<u>〇〇市町村 '(所属自治体)</u>地域防災計画・その他マニュアル等の改訂時、被災・応援の経験後において、一部または全面の改訂を行う。

改訂担当者(チーム):	_
<u>○○</u> 年度版 <u>(初版)</u> の作成主担当者	
<u>OO課 OOOO, OOOO</u>	
<u>00係 0000,0000</u>	
<u>00係 0000,0000</u>	
<u>00條 0000</u>	

付属資料

様式○ 災害時保健活動時の携帯品・必要物品 チェックリスト

		必要物品	チェック	必要物品	<i>チェッ</i> ク	必要物品	チェック
発災直後		2日程度の食糧・水		携帯電話・充電器		リュックサック	
出勤時		ティッシュ・ウエットティ		タオル		歯ブラシ	
		ッシュ					
		生理用品		ゴミ袋		常備薬	
		カイロ等防寒具		運動靴•長靴		軍手	
		<i>雨具</i>		着替え		懐中電灯(ヘッドラ	
						イト・ぶら下げ式)	
		運転免許証		健康保険証		身分証明書	
保	避	地図		連絡先一覧		避難行動要支援	
健	難					者台帳	
活	所	携帯電話		デジタルカメラ		各種様式	
動	等	各種リーフレット		<i>A4 クリップ</i> ゚ホ゛ート゛		模造紙	
時		クリップ		筆記用具		電卓	
		マグネット		輪ゴム		ハサミ・カッター	
		セロハンテープ		ガムテープ		ビニールひも	
		乾電池		ヘルメット		速乾性手指消毒薬	
		エタノール		次亜塩素酸		オスバン	
		手袋(使い捨て)		マスク(使い捨て)		予防衣(使い捨て)	
		所属を示したビブス・腕 <i>章等</i>		延長コード		ラジオ	
	訪	地図		連絡先一覧		携帯電話・充電器	
	問	各種様式		デジカメ		各種リーフレット	
	バ	<i>A4クリップボード</i>		筆記用具		懐中電灯(ヘッドラ	
	ツ			// >= -7/		イト・ぶら下げ式)	
	ク	血圧計		体温計		聴診器	
		手袋(使い捨て)		マスク(使い捨て)		予防衣(使い捨て)	
		速乾性手指消毒薬		アルコール綿		滅菌ガーゼ	
		カットバン		弾性・ネット包帯		ハサミ	
		テープ		ホイッスル		ゴミ袋	
		タブレット					
	乳	乳幼児体重計		メジャー			
	児						
	そ	ビニール袋					
	0	緊急車両通行証明書					
	他						

この「市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド」の別冊は、 以下のメンバーによって作成しました。

自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究班

宮﨑 美砂子(千葉大学大学院看護学研究院 教授)

尾島 俊之(浜松医科大学 医学部 教授)

奥田 博子(国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 上席主任研究官)

春山 早苗(自治医科大学 看護学部 教授)

雨宮 有子(千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授)

吉川 悦子(日本赤十字看護大学 看護学部 准教授)

岩瀬 靖子(千葉大学大学院看護学研究院 講師)

草野 富美子(広島市東区厚生部長(事)地域支えあい課長 広島市東福祉事務所長)

相馬 幸恵(新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部 副部長・企画調整課長)

築場 玲子(宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課 技術副参事兼総括課長補佐)

立石 清一郎(産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター 教授)

五十嵐 侑(産業医科大学 産業生熊科学研究所 災害産業保健センター 助教)

井口 紗織(千葉大学運営基盤機構ダイバーシティ推進部門 特任助教)

花井 詠子(千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程 大学院生)

【問合せ先】

千葉大学大学院看護学研究院 地域創成看護学講座 〒260-8672 千葉市中央区亥鼻 1-8-1 TEL&FAX:043-226-2435 (研究代表者)宮﨑 美砂子 Email:miyamisa@faculty.chiba-u.jp